

議案第25号

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年 2月22日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年つくば市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

竹園第一地区地区整備計画区域	平成23年つくば市告示第578号に定める研究学園都市計画竹園第一地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
並木第一地区地区整備計画区域	平成23年つくば市告示第579号に定める研究学園都市計画並木第一地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第4に次のように加える。

竹園第一地区地区整備計画区域	竹園第一地区	200平方メートル
並木第一地区地区整備計画区域	並木第一地区	180平方メートル

別表第5 上河原崎・中西地区地区整備計画区域の部緑景観住宅地区の項中

<p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下の建築物又は建築物の部分</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供する建築物又は建築物の部分であつて、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メ</p>	を		に改め、同表中根・金田
---	---	--	-------------

一ト以内のもの

台地区地区整備計画区の部中「中根・金田台地区地区整備計画区」を「中根・金田台地区地区整備計画区域」に改め、同部緑景観住宅地区の項中

「

(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下の建築物又は建築物の部分

(2) 物置その他これに類する用途に供する建築物又は建築物の部分であつて、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの

」

「

」

を

に改め、同部一般住宅地

区の項中

「

(1) 道路との境界線までの距離は、1メートル

(2) 道路のすみ切り

」

「

(1) 建築物の外壁等の面から前面道路の境界線までの距離は、1メートル

」

部分の境界線までの距離は、0.5メートル

(3) 隣地との境界線までの距離は、1メートル

を

(2) 建築物の外壁等の面から前面道路のすみ切り部分の境界線までの距離は、0.5メートル

(3) 建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離は、1メートル

に改め、同表に次のよう

に加える。

<p>竹園第一地区地区整備計画区域</p>	<p>竹園第一地区</p>	<p>(1) 建築物の外壁等の面から前面道路の境界線までの距離は、2メートル</p> <p>(2) 建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離は、1.5メートル</p> <p>(3) 建築物の外壁等の面から前面道路のすみ切り部分の境界線までの距離</p>	<p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下の建築物又は建築物の部分</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供する建築物又は建築物の部分であつて、床面積の合計が5平方メートル以内で、かつ、軒</p>
-----------------------	---------------	---	---

		は、0.5メートル	の高さが、歩行者専用道路との境界線については1.2メートル以下、その他の境界線については2.3メートル以下のもの
並木第一地区地区整備計画区域	並木第一地区	<p>(1) 建築物の外壁等の面から前面道路の境界線までの距離は、地盤面からの建築物の高さが8メートル以下の部分については1メートル、8メートルを超える部分については2メートル</p> <p>(2) 建築物の外壁等の面から隣地との境界線までの距離は、地盤面からの建築物の高さが8メートル以下の部分については1メートル、8メートル</p>	<p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下の建築物又は建築物の部分</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供する建築物又は建築物の部分であつて、床面積の合計が5平方メートル以内で、かつ、軒の高さが、歩行者専用道路との境界線については1.2メートル以下、その他の境界線については2.3メートル以下のもの</p>

		ルを超える部分について は2メートル (3) 建築物の外壁等の面から 前面道路のすみ切り部分の境界線 までの距離は、0.5メートル	
--	--	---	--

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。